



	専務理事	管理部長	事業課長	
決	審	下地		
裁				

沖労基発 0722 第 2 号
沖労雇均発 0722 第 2 号
令和 4 年 7 月 22 日

一般社団法人沖縄県労働基準協会
会長 古波津 昇 殿

沖縄労働局 労働基準部長

雇用環境・均等室長



トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの周知について（依頼）

平素より、労働行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業における長時間労働につきましては、これまでも改善に向けた取組みを行ってきたところでありますが、トラック運転者の長時間労働の背景には、荷主都合による荷待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者の努力のみでは改善することが困難な状況にあることから、運送事業者による労務管理改善だけでなく荷主との取引環境の改善も併せて行う必要があります。

また、自動車運転者の拘束時間の上限等を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、過労死等の防止の観点から、現在見直しに向けた検討が進められており、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条による時間外労働の上限規制（年 960 時間）とともに、令和 6 年 4 月から適用される予定であることから、トラック運転者の長時間労働改善のための取組を一層強力に推進する必要があります。

つきましては、厚生労働省では、「令和 4 年度自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業」として、令和 4 年 8 月 1 日から、別添リーフレットのとおり、運送事業者や荷主に向けたトラック運転者の長時間労働改善のための相談センターを設置することといたしましたので、会員各社にご周知賜りますようお願いいたします。

広報誌、ホームページ等へのリーフレットの掲載に際しましては、沖縄労働局ホームページに電子データを掲載しておりますのでご活用ください。

掲載箇所：沖縄労働局ホームページホーム画面下部「新着情報一覧」
(https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/newpage_220722.html)

（担当）労働基準部監督課